

## 秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月18日

秋田市長 沼谷 純

- 1 大規模小売店舗を設置する者の名称および代表者の氏名ならびに住所  
名 称 東北製綱株式会社  
代表取締役 小 林 真喜雄  
住 所 秋田市寺内字大小路207番地13
- 2 大規模小売店舗の名称および所在地  
名 称 土崎ショッピングセンター  
所在地 秋田市土崎南二丁目3番41号
- 3 大規模小売店舗の廃止前の面積  
10,591㎡
- 4 大規模小売店舗の廃止後の面積  
0㎡
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000㎡以下となる日  
令和8年2月28日
- 6 変更する理由  
店舗閉鎖のため